

## 1 事業名

所沢市一般職員の給与等に関する条例及び所沢市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

## 2 事業の概要

令和 5 年 8 月 7 日の人事院勧告において、国家公務員の初任給調整手当の引上げ及び在宅勤務等手当の新設が勧告されたことに鑑み、本市の一般職員についても国家公務員に準じた措置とするため、所要の改正を行うものである。

## 【改正概要】

## (1) 初任給調整手当の引上げ

条 例：所沢市一般職員の給与等に関する条例

内 容：下表のとおり

対 象	現 行	改正後
医 師	308,600 円	309,200 円
医学又は歯学の専門知識者	50,800 円	51,100 円

(令和 5 年 4 月 1 日から適用)

## (2) 在宅勤務等手当の新設

条 例：所沢市一般職員の給与等に関する条例

所沢市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例

対 象：住居その他これに準ずる場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、一定の期間以上の期間について 1 か月当たり平均 10 日を超えて命ぜられた職員

金 額：月額 3,000 円

施行期日：令和 6 年 4 月 1 日

## 3 他自治体の類似する政策等

人事委員会を置かない県内他市等において、人事院勧告等を受け、必要な措置が行われる見込みである。

4 市民参加の実施の有無とその内容  
なし

5 関係法令、基本計画との整合性  
地方公務員法

6 事業費及びその財源等

**【改正による影響額】**

(1) 初任給調整手当の引上げ

①市全体の計

167,008 円（令和 5 年 4 月 1 日現在 支給対象職員数 7 人）

②職員 1 人当たり影響額

167,008 円 ÷ 7 人 = 23,858 円

(2) 在宅勤務等手当の新設

378 千円

7 その他

添付資料

・新旧対照表

新

旧

議案第24号 所沢市一般職員の給与等に関する条例及び所沢市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

◎所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部改正（第1条関係）

（給料）

第2条 給料は、所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第27号。以下「勤務時間等条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、初任給調整手当、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

（初任給調整手当）

第6条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- (1) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市規則で定めるもの 月額 309,200円
- (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で市規則で定めるもの 月額 51,100円
- (3) 略

（給料）

第2条 給料は、所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第27号。以下「勤務時間等条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、初任給調整手当、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

（初任給調整手当）

第6条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- (1) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市規則で定めるもの 月額 308,600円
- (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で市規則で定めるもの 月額 50,800円
- (3) 略

2・3 略  
(通勤手当)

第9条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、次の表に定める額（次条第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

略
---

(3) 略

3～6 略

(在宅勤務等手当)

第9条の2 住居その他これに準ずるものとして市規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他市規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、市規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

2・3 略  
(通勤手当)

第9条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、次の表に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあつては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

略
---

(3) 略

3～6 略

### ◎所沢市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第2条関係）

(給与の種類及び基準)

第2条 現業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けたもの（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」と

(給与の種類及び基準)

第2条 現業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けたもの（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」と

いう。)及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

2・3 略

いう。)及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

2・3 略